

封筒の

広告募集【納税通知書等送付用封筒】

問い合わせ 市民税務課 ☎ 592127

令和2年度の納税通知書などを送付する封筒の裏面に掲載する広告を募集します。

募集期間 11月1日(金)～12月13日(金)

17時

サイズ

○縦90mm×横90mm

○長形3号の封筒の裏面に掲載

○単色で市が指定

募集枠

2枠

掲載料

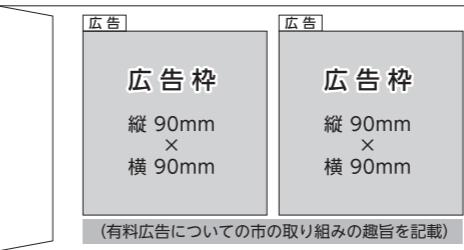
募集最低価格1枠6万円

選考方法 入札方式(募集最低価格以上で申し込んでください)

年間発送予定数 4万3千通

発送時期

大部分を4月から7月に使用します。



11月8日(金) ▶14日(木) いい歯の週間

問い合わせ
保健医療課 ☎ 59-2153



ぞうのしんちゃん

原爆被爆者定期健康診断

とき・ところ

11月12日(火) 大竹会館
11月14日(木) 玖波公民館

いずれも受付時間9時30分～11時・13時～15時

※対象者は、はがきで通知します。
持参品 被爆者健康手帳、または健
康診断受診者証

問い合わせ 市民税務課 ☎ 592127

県では、広く歯と口腔の健康づくりについての関心を高め、積極的な歯科疾患の予防を促進するため、11月8日を「いい(11)歯(8)の日」とし、歯と口腔の健康づくりに取り組んでいます。

いつまでもおいしく、楽しい食事をとるために、口の中の健康を保つことが大切です。気軽に相談できるかかりつけ歯科医院を持ちましょう。

自宅で治療が受けられます
訪問歯科診療・口腔ケア

問い合わせ 在宅歯科診療センター ☎ 525285

歯科医師と歯科衛生士などが訪問して健診を行い、必要な方には訪問歯科診療や口腔ケアを行います。

対象

○歯科診療所への通院が困難な在宅寝たきり障害者
○65歳以上の在宅寝たきり高齢者
料金 健康保険の自己負担割合に応じた負担が必要
申し込み 月曜日から金曜日までの9時30分から12時までに在宅歯科診療センターへ。
※留守番電話につながった場合は、電話番号と名前を伝えてください。
折り返し在宅歯科診療センターから連絡します。

特設人権相談所開設

問い合わせ 市民税務課 ☎ 592145

11月18日(月) ▶24日(日) 全国一斉 「女性の人権 ホットライン」 強化週間

問い合わせ ☎ 0570-070-810

12月4日(水)から10日(火)までは人権週間です。人権週間は、世界の平和と人類の幸福を願って、人間として当然に持っている基本的権利を、お互いに尊重しなければならないということを表明した世界人権宣言の採択に由来しています。人権週間に先だって、特設人権相談所を開設します。

とき・ところ

12月7日(土)10時～15時

(予約不要、相談無料)
相談員 (人権擁護委員)
片岡恵美子さん、古原陽子さん、坂本スミエさん、弘兼秀子さん、前安井美千子さん、正木静夫さん、山本竹生さん

固定資産税の現況調査にご協力を――

問い合わせ 市民税務課 ☎ 592129

8月以降も賦課変更などによる随時の納税通知書などの送付に使用します。

申し込み方法

①から③の書類を市民税務課に提出してください。

①大竹市封筒広告掲載申込書(市ホームページからダウンロードできます)

②広告原稿(原稿作成にかかる費用は広告主の負担です)

③税などの完納証明書(市内事業者は不要です)

選考方法など

広告内容などの掲載の適否を審査し、最も価格が高い申込者から順に広告主を決定します。同額の申し込みの場合は、市内の申込者を優先します。それでも決まらない場合は申し込み順とします。

後日、申込者全員に結果をお知らせします。

募集詳細は市ホームページをご覧ください。

市では、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図るため広告収入による財源の確保に取り組んでいます。

事業主の皆さんへ 個人住民税を特別徴収に――

問い合わせ 市民税務課 ☎ 592128

固定資産税は毎年1月1日を賦課期日として、総務大臣が定める固定資産評価基準に基づいて評価し、課税します。

実施時期 11月下旬～12月

調査目的 現況調査は、市街化区域を中心に、市内の土地と建物が現在どのように利用されているか現地で確認し、適税します。

調査の見直し ○家を取り壊したり、畠を駐車場にしたりした場合

○土地の面積や形状を変更(法務局に登記など)した場合など

正に課税するために毎年行うもので前年と比べて利用状況に変化があれば、課税を見直します。

課税の見直し ○家を取り壊したり、畠を駐車場にしたりした場合

○土地の面積や形状を変更(法務局に登記など)した場合など

県内全ての市町では、納税者間の公平性、納税者の利便性などを確保し、納税忘れなどを防ぐため、令和2年度から従業員の個人住民税は、原則全て特別徴収となります。

地方税法では、所得税と同様に給与を支払う事業主(給与支払者)が、従業員(納税者)へ支払う給与から個人住民税を引きいて、従業員が住む市町村に納付(特別徴収)することが定められています。

特別徴収にすると、従業員は金融機関へ納付に行く手間が省け、税の納め忘れも防げます。また、納期が年12回になるため、個人納付(普通徴収)に比べて1回あたりの納税額が少なくなります。

機関へ納付に行く手間が省け、税の納め忘れも防げます。また、納期が年12回になるため、個人納付(普通徴収)に比べて1回あたりの納税額が少なくなります。



特別徴収

め、相談活動の強化に取り組みます。
11月18日から24日までの7日間、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間の取り組みとして、常時開設している専用相談電話「女性の人権ホットライン」の電話回線を増設するとともに、電話相談時間を延長して、女性の人権問題に対応します。悩みを抱えている方はまずはお電話ください。

問い合わせ ☎ 0570-070-810

夫やパートナーからの暴力やストーカーなどの事案が、依然として数多く発生しています。

広島法務局と広島県人権擁護委員連合会では、これらの女性をめぐるさまざまな人権問題の解決を図るために、

12月4日(水)から10日(火)までは人権週間です。人権週間は、世界の平和と人類の幸福を願って、人間として当然に持っている基本的権利を、お互いに尊重しなければならないといふことを表明した世界人権宣言の採択に由来しています。人権週間に先だって、特設人権相談所を開設します。

とき・ところ

12月7日(土)10時～15時

(予約不要、相談無料)

相談員 (人権擁護委員)

片岡恵美子さん、古原陽子さん、坂本スミエさん、弘兼秀子さん、前安井美千子さん、正木静夫さん、山本竹生さん